

会議録

会議の名称	令和元年度 第1回 入札不正行為排除・防止検証委員会
開催日時	令和元年5月14日（火）午前10時から正午まで
開催場所	別館4階 第4委員会室
出席者	山本会長 水本副会長 井上委員 泉水委員 松島委員
欠席者	なし
案件名	1 答申内容の最終確認について 2 その他
提出された資料等の名称	入札不正行為排除・未然防止対策についての中間答申（案）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・中間答申を確定し、市長へ提出する。 ・今後公判等の状況で委員会の開催、答申の修正を判断する。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	0人
所管部署 （事務局）	総務部 人事課

審 議 内 容

山本会長：令和元年度第1回入札不正行為排除・防止検証委員会を開催いたします。まず委員の出席状況の報告をお願いします。

事務局：委員5名中5名に御出席いただいておりますので、会議が成立していることを御報告いたします。本日傍聴の方はおられません。

山本会長：それでは、本日の案件の審議に入っていきたいと思いますが、その前に、本日も含めた今後の委員会の進め方について確認をさせていただきます。1月の委員会で事務局から提案がありましたが、まず本日につきましては答申案の最終確認を行ったのち、市長に中間答申として提出したいと思います。次に、今後につきましては公判の状況などについて各委員に報告をいただき、それを踏まえたいうえで本年10月頃を目途に再度委員会を開催するかも含めて答申の修正の可否を判断していく方向で進めたいと考えておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(委員異議なし)

山本会長：それでは、本日も含めた今後のスケジュールにつきまして、委員の皆様よろしくをお願いします。

あらためまして、本日の案件の審議に入りたいと思います。まず案件1の答申内容の最終確認について、事務局から説明をお願いします。

事務局：案件の説明の前に、平成31年4月1日付人事異動に伴い異動となった事務局職員の紹介をさせていただきたいと存じます。

(事務局職員紹介)

それでは案件の説明に入らせていただきます。

(事務局説明)

山本会長：それでは、表紙から項目ごとに確認いただきたいと思います。表紙の部分につきまして、ご意見ございますでしょうか。主には従前から表紙自体はあまり変わっておらず、表現が「中間答申」となったのと、元号表記が令和になったことと、日付が「5月14日」と入ったことが主な修正箇所かと思われませんが、表紙について何かご意見ございますか。

(意見なし)

では次に、項目「1. はじめに」の部分、1ページから2ページにかけてご意見ございますでしょうか。

この部分は従前のものにつきまして、若干その元職員の行為の可能性というところの表現の仕方を変えて、現状の保管状況はどうであったかというところに絞った表現をするということと、これまでの会議の内容についてまとめて書いてあるというところになりますが、特にご意見ございませんでしょうか。

井上委員：1ページ目の4段落目の「現時点では、枚方市元職員の公判が開かれておらず、価格情報の入手経路等を特定するには至らないが、」とありますが、事業者側の別の公判は開かれていますか？

事務局：事業者側の公判は開かれております。

井上委員：では刑事記録の入手が可能なわけですね。なにかこれを書いていると、公判開いてない間は、調べなくて良いよとこちらが認めている気がしますので、「枚方市元職員の公判が開かれておらず」のところは削除すべきだと思います。

山本会長：「現時点では、価格情報の入手経緯等を特定するには至らないが、」というふうにしますか。

井上委員：「現時点では、価格情報の入手経緯等を特定するには至っていないが、」の方が良いと思います。細かいことですが。

水本副会長：捜査、訴訟とか、それは入れなくて。事務局というか枚方市の調べとしても分かってないみたいになってしまうので、「公判が開かれておらず」は削除するにしても。

井上委員：どういう事情でまだ特定に至っていないかというのは、多分我々も知らないと思うんですよ。なんで特定してないんですかというのは。それは別に公判が開かれているか、開かれていないかとは無関係と思います。

山本会長：1つは事前の枚方市の対応の中で、元職員の協力を得られなかったという事実はあるかと思うんですが。

井上委員：私としては、多分1回目から申し上げていることではあるんですが、たとえその協力を得られなくても、他の事業者からも事情聴取をするなりしてこの価格情報の入手経路を特定してほしかったなという気持ちがあるんですね。それを、公判が開かれていないのでできません。仕方ないですよ。ってというのはちょっと気持ち的に文章として載せる気になれないというのはあります。

山本会長：この公判にこだわる、って言葉の使い方が少しおかしいかもしれませんが、結局これはなぜ中間答申か。というところの問題が関連してくるんだと思うんです。少なくともその周りの事業者から事情が聞けていないというのはご指摘のとおりなんだけど、例えその事業者から事情を聞けたとしても、元職員からの直接の聞き取りなり、元職員の証言が無限り、やっぱり特定っていうのは難しんじゃないかと思いますよね。

井上委員：それは思います。

山本会長：そういう意味で、絶対的な理由が、公判開かれていないというところがその特定できない理由に絞られると、井上委員のおっしゃる通り正確ではないし、取組としても疑問は指摘されてしまうところかもしれませんが、そうではない範囲で、若干このまだ客観的に特定できる状態でもないというところが表現できたらと思います。例えば、「現時点では、枚方市職員の供述が得られていないことなどから」とかっていう表現はどうか。

井上委員：そうですね。あの、ここも私の意見なんですけど、これ例えば枚方市の元職員が供述を拒否している状態であると。そうであれば、すべて無罪かといえばそうではないと思うんですよ。この事業者からの供述をまずは得る。でその人はこの5つの事件でどこが情報を管理してて、どこから抜ける可能性があってどこから取れる状況があったのか。やっぱり刑事の裁判に丸投げするというのではなくて、枚方市の方でもそういう調査をすべきというのが、私の意見ではありますので、でそれを刑事裁判が終わった後の方が格段にやりやすいというの

は、そのとおりではあるんですけども、それはやっぱり早めに進めておくべきなのかと。だから、今の現時点で、特定できていても、問題はないと僕は思っています。内部調査の結果と。やはり供述にその刑事裁判の結果次第でどうこういくとか、あるいは本人の供述次第でどうこういくとかではなくて、枚方市でどう調査して、どう思いましたというのがやっぱり筋なんだろうと思っております。なのでできればここは削るという方がよろしいかと。

山本会長：そうすると、中間答申にするということは。

井上委員：もちろん構いません。どれだけ努力しても、現時点では結果が明らかにならないことってというのはあると思いますんで、当然中間答申として、まだ特定できてないけれども、その状態で答えました。というのは当然のことだと思ってます。

山本会長：そうしますと、一旦ここでは「枚方市元職員の公判が開かれておらず」という点は削除すると。で、今後の取り組みについては、どこかでは公判等により入手経路が特定した場合にはどうこう。ということが書いてあるんですかね。例えば、色々意見が変わってしまい申し訳ないですが、「現時点では、枚方市元職員の公判が開かれておらず、市の調査によっても価格情報の入手経路等を特定するには至らない」とするならよろしいですか。

井上委員：それなら構わないです。むしろそっちの方がよろしいですかね。

山本会長：実際市の調査はされたんですよ。

事務局：はい。

井上委員：それであれば問題ないと思いますね。議論の経過があるので。

山本会長：「1. はじめに」について、他に何か意見ございますか。

では続きまして、「2. 入札情報の管理について」の部分、2ページから4ページにかけてご意見ございますでしょうか。

(意見なし)

山本会長：では次に「3. 入札関係不正行為の排除・防止の検討に際しての基本的な考え方について」4ページから5ページにかけて、ご意見ございますでしょうか。

泉水委員：前のところで、形式的なことで申し訳ないですが1ページでは（以下、「当委員会」という）となっているが、3ページの（以下、共有フォルダ）となっている。形式として統一すべきだと思います。「、」なしが普通だと思います。

山本会長：「、」なし、かぎ括弧有、「という」を後ろにつけるといふのにしますか。

簡単なことですが、答申の原稿はカラー印刷ですか。白黒ですか。

事務局：白黒を予定しております。

山本会長：「3. 入札関係不正行為の排除・防止の検討に際しての基本的な考え方について」について、ご意見ございますか。

松島委員：細かいことで恐縮なんですけど、最初の段落は内部調査を受けてこういう3つの項目が出てきたので、それに基づいて我々は検討しましたと。で第二段落以降でその結果、特に今機密情報管理が重要で、あと他の2つの項目も並んでいます。という構成だと思いますが、そうであれば第一段落の終わりが「考える。」というのと、第二段落の中ほども「考える。」とあるので、時間軸上の話がどう

なっているのかなと思っていたんですが、例えば第一段落の終わりは「考え、検討した」や「考え、議論を進めた」として、その結果としてまずは機密情報管理が重要であると考えます。というふうにつなが方がスマートかなと思いましたがいかがでしょうか。

山本会長：第一段落終わりは、「と考え検証を進めた。」でよろしいですかね。

松島委員：そうですね。

水本副会長：第一段落終わりの、「これらの検討が」の検討は削除でいいのでは。最後の検証と重なるので。

松島委員：そうですね。「検討」はいらないですね。

山本会長：「当委員会もこれらが重要であると考え検証を進めた。」でよろしいですかね。

事務局：事務局から修正をかけさせていただければという点がございます。先ほどご指摘いただきました、「(以下「共有フォルダ」という)」といった言い回しの部分の表現を揃えるといった点でございますが、5ページの中段「(以下「運用基準」という。)」といった部分であったり、11ページ目の一段落目2行目の(以下、「中央公契連」という)といった言葉が出てきますが、この辺りも「、」が入っているのと、「という」の後に「。」を入れるかどうかといった区分があるんですが、公文書の取扱いの状況であれば、「という」の後に「。」を入れている状況でありますので、全ての文言に統一性を持たせるということでご了承いただけますでしょうか。

(委員異議なし)

事務局：では全ての表現を、1ページ目の「(以下「当委員会」という。)」といったかたちで、それ以外の部分の文言についても整理させていただきたいと思います。

山本会長：「、」は無しで、かぎ括弧をつけて、「。」をつける。というかたちですね。

事務局：はい。

水本副会長：4ページ3段落目の「この点、」からが、この3つの柱をまとめた内容となっているので、「この点、」のあとの「機密情報管理」にかぎ括弧があるので、次の段落の「また、」は「特に」に変えていただいて、「機密情報管理」の一連の2フレーズですね。次に「人材育成」、最後に「入札制度」となっているから、その3つを分けた感じにする。もう1回言うと、「また、」は「特に」に変えて、「次に、人材育成」の「人材育成」にかぎ括弧をつけて、「さらに、入札制度」の「入札制度」にもかぎ括弧をつける。となりますかね。

山本会長：今のお話ですが、この項目の2段落目で「価格情報等の「機密情報管理」が特に重要な課題である」という文章がありまして、ここで「特に」があるが、「また、」のところにも「特に」を使って違和感はないでしょうか。

水本副会長：段落が分かれているせいで、4つあるように見えてしまうので、3つにした方が良いでしょう。

山本会長：「特に、」の表現はこれでよろしいですかね。

事務局：3段落目と4段落目をひっつけてしまってもよろしいでしょうか。

水本副会長：ひっつけても良いですね。

山本会長：「厳格化が必要である」と「また、価格情報は、」の部分を行わずにひっつけ

るということですね。

事務局：段落をひっつけると「特に、」という接続が入らなくてもつながるかなという気がしますので、とらせていただきます。

山本会長：項目3について、他に何かご意見ございますでしょうか。

では次に「4. 課題・問題点及びこれらに対する改善策について」のうち、まず「機密情報管理」についての部分、5ページから8ページの部分についてご意見ございますでしょうか。この項目4の部分が一番重要になってくるかと思えますので、よろしくお願いします。

6ページの最後から2行目に「アクセス記録の徹底管理」とありまして、8ページの7行目に「アクセスしたログの管理」という表現になってしまっているが、「アクセス記録」と「アクセスしたログ」は同じ意味ですか。何か異なりますか。

事務局：同じ意味です。6ページの表現を「アクセスしたログの徹底管理」と修正します。

山本会長：この項目で他に何かご意見ございますでしょうか。

次の項目に進んでよろしいでしょうか。「コンプライアンス体制の強化」8ページから10ページにかけて、何かご意見ございますでしょうか。

事務局：表現だけの話なんですけれども、項目名「コンプライアンス体制の強化」に下線が入っておりまして、他の項目に下線はございませんので修正させていただきます。

山本会長：「コンプライアンス体制の強化」について、何かご意見ございませんか。次に進んでよろしいでしょうか。では次に「入札契約制度」、10ページから13ページにかけて、何かご意見ございますでしょうか。

井上委員：12ページの下から6行目。「国の指針にも記述されている事務量への配慮も必要であるが」という部分の趣旨がちょっと分かりません。国の指針とはどういったものなのか、教えていただきたい。

事務局：国で入札監視員について説明している指針がございまして、そこで入札監視員の事務量への配慮ということが書かれております。

井上委員：今手元にありますか。

事務局：今はございません。

井上委員：要するに、あまり働かせてはよくない。ということが書かれているということですね。

山本会長：おそらく入札監視員という外部への委託という前提で、きっちり事務量を考えましょう。ということですかね。

水本副会長：全件に目を通させたりしてはいけませんよ。ということですかね。

山本会長：ここの「国の指針にも記述されている事務量への配慮も必要であるが」という部分はそのままにしておくということでもよろしいでしょうか。文章のつながりとして、何かこういったものがあつたほうが読みやすいかもしれませんが。

井上委員：あつても良いと思います。内容として間違っていないのであれば。

泉水委員：「事務量へ」の前に「委員の」の文言を入れておくとうどうですか。市の職員が事

務量が多くなると面倒くさいと思ってるようにとられるといけないので。「入札監視員の」と入れても良いかと。

山本会長：他で特にご意見ございませんでしょうか。

泉水委員：すみません。表現だけの問題なのですが、読みやすさのことなのですが、11ページ「最低制限価格の算定方式、落札者決定方法等について」の改善策の3行目、「その他、」から始まる一文があるんですが、4行半にわたって非常に読みにくく、どこに主語があるのかが分からない。改善策の1段落目の下から2行目の「様々な手法について」の後に句点を置けば読みやすくなると思います。

山本会長：今更の質問かもしれませんが、今の文章では「その他」のあと部分で、「低入札価格調査制度」を入れるかどうか拡大させるかどうかということと、「入札価格だけでなく事業者の経験等を考慮して落札業者を決定する簡易型の総合評価方式の導入等、高い積算能力を備えた事業者が入札参加意欲を保つことのできる様々な手法」というまとめかたになっておりますので、この「低入札価格調査制度」や「簡易型の総合評価方式」っていうのが、高い積算能力を備えた事業者が入札参加意欲を保つことが出来る手法と評価できるということになるのでしょうか。それとも3つが並列なんのでしょうか。

事務局：低入札価格調査制度でありましても、積算能力がない事業者がとるということはありませんし、総合評価につきましても積算能力を無視してとるということはございませんので、高い積算能力があってはじめてその土俵に立てるといったこととなりますので、高い積算能力を備えた事業者が意欲を無くすことにはならないと考えます。

松島委員：3つ並列ではなくて、参加意欲を保つ取組みとしての例が2つということでしょうか。

事務局：はい。高い積算能力を備えた事業者が意欲を無くすことがないような手法について検討することが大切であるといった内容になっております。

山本会長：あと何かご意見ございますか。無ければ次の項目へ移りたいと思います。

「5. 具体的な改善策の実現のための職員意識の醸成について」と、「6. おわりに」の部分で何かご意見ございますでしょうか。

井上委員：14ページの2段落目の一番最初の部分なんですが、「今回の事例を貴重な財産とし」とあるんですけれども、好みの問題ではあるんですが、こういう書き方をすると、今回の件は仕方ないけれども次頑張れば良いよね。というニュアンスになると思うんですが、我々は今回の事例についてマイナスの評価もプラスの評価もしていないと思いますので、ここの一文は削除していただくと趣旨に合うのかなと。

山本会長：「今回の事件を機に」と変えてはどうでしょうか。

井上委員：それなら構わないです。

泉水委員：14ページの最初の部分で「今回の事件において、市として」と書かれているのは「枚方市」としたほうが良いと思います。

松島委員：「5. 具体的な改善策の実現のための職員意識の醸成について」の部分で、これは常々申し上げておりますが、マニュアル冊子を作るだけではだめで、作った

ものを適切に運用するといったニュアンスをもう少し出してほしいと思います。私からのご提案としましては、3段落目のまず内容ですが、これは一元化した冊子を整備すれば職員意識が醸成されるというふうに読めますが、ここも整備してそれを適切に運用すれば職員意識が醸成されるといった話だと思うので、「一元化できる。」で一度切って、「冊子を整備して職員意識を醸成することにも有用であることを提案する。」を「冊子を整備し、それを適切に運用することによって職員意識を醸成することにも有用である。」としてはいかがでしょうか。

山本会長：「一元化できる。」で切る部分については、「一元化すべきである。」としたほうが良いのではないのでしょうか。

松島委員：はい、それで良いと思います。あと、4段落目の「常に最新の状態にしておくことで、」の部分も、「常に最新の状態にし、適切に運用することで、」という表現にして下さい。

事務局：「一元化すべきである。」の次に接続詞が必要かと思います。「そのような」をつけて「そのような実効性のある手引きとなる冊子等を整備し、」とさせて頂いてよろしいでしょうか。

松島委員：はい。それで大丈夫です。

山本会長：他にご意見ございませんでしょうか。

泉水委員：少し戻ってしまうのですが、11ページの下から4行目の「関わらず」はひらがなで「かかわらず」が良いと思います。下から2行目も「かかわらず」は、ひらがなですし。

山本会長：最後に「7. 参考資料」の部分で何かございますでしょうか。委員の皆様のご所属も含めて、何か変更あればそれも含めてご意見いただければと思います。

(意見なし)

山本会長：ありがとうございます。それでは答申案の修正は以上とし、中間答申の確定とさせていただきます。

続きまして、「案件2 その他」とありますが、事務局から何かございますか。

事務局：それでは「案件2 その他」としまして、本日確定していただきました中間答申を市長に提出頂きたいと思います。申し訳ありませんが準備のため10分ほどお時間とらせていただきます。

(事務局準備)

事務局：それでは委員会を再開させていただきたいと思います。引き続きまして、案件2といたしまして、中間答申を山本会長より伏見市長にご答申いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

(中間答申提出)

事務局：会長はじめ委員の皆様ほんとうにありがとうございました。本日の委員会冒頭に会長から今後の予定につきましてご説明いただきましたが、公判等の状況につきまして、先日検察庁に確認させていただいたところでございますが、5月28日と6月11日に、検察と裁判所と弁護士とで2回打合せの予定で、まだ打合せの段階ということで聞いておりました、確認を進めさせていただきたいと思っております。今後委員の皆様にご情報を提供させていただき、10月頃を目途

に委員会の開催も含め答申の修正についてご判断いただきと考えておりますので、もうしばらくのあいだよろしく願いいたします。

山本会長：委員の皆様におかれましては、これまでの間様々な貴重なご意見をいただき、また円滑な会議運営にご協力いただきありがとうございました。当初1月の予定が現在まで長くなってしまいましたが、本当にご協力ありがとうございました。今後公判等の情報を報告いただいた後、秋ごろを目途に再度委員会の開催を含め判断ということで、しばらく委員会の開催については期間が空きますが、もうしばらくの間ご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして令和元年度第1回入札不正行為排除・防止検証委員会を閉会します。ありがとうございました。